議会レポート

町議会第1回定例会（3月議会）が、3月1日から18日までの18日間の会期で開かれ、24の議案と、2件の請願の審議・審査が行われ、4件の陳情の報告が行われました。

平成23年度当初予算

◇寄居町一般会計予算
◇寄居町国民健康保険特別会計予算
◇寄居町後期高齢者医療特別会計予算
◇寄居町下水道事業特別会計予算
◇寄居町農業集落排水事業特別会計予算
◇寄居町水道事業会計予算
⇩6議案とも原案どおり可決

説明　詳細については、今月号の特集（2～9頁）をご覧ください。

平成22年度補正予算

◇寄居町一般会計補正予算（第3号）
◇寄居町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
◇寄居町老人保健特別会計補正予算（第2号）
◇寄居町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
◇寄居町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
⇩5議案とも原案どおり可決

説明　補正額は別表のとおりです。

条例の改正・廃止

◇寄居町課設置条例の一部改正

説明　総務課を総務課と企画課に、町民課を町民課と保険年金課に、産業振興課を農林課と商業観光振興課に、まちづくり課を建設課と都市計画課に分け、すぐやる課を新設する内容の改正です。

◇寄居町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正
◇特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
◇寄居町国民健康保険条例の一部改正
◇寄居町こども医療費支給に関する条例の一部改正

説明　こども医療費の通院の無料化を小学校6年生までから中学3年生まで拡大するため、改正するものです。

◇寄居町水道事業給水条例の一部改正

説明　基本料金を10％値下げする内容の改正です。

◇寄居町立図書館設置条例の一部改正
◇井上福祉基金条例の廃止
⇩8議案とも原案どおり可決

専決処分の承認

◇平成22年度寄居町一般会計補正予算
⇩原案を承認

請願

◇「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願
⇩採択

請願（継続審査となっていた案件）

◇所得税第56条の見直しについて
⇩採択

議員提出議案

◇容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出
◇所得税第56条の見直しを求める意見書の提出
⇩2議案とも原案どおり可決

人事案件

◇寄居町副町長の選任の同意
⇩不同意

その他の議案等

◇町道路線の認定
⇩原案どおり可決

問い合わせ／議会事務局（☎581・2121内線341）へ。

ありがとう善意の寄附

次の方々から寄附をいただきました。温かな善意に感謝し、ご報告します。

【地域活性化のため】
▼金10、000円＝東京都練馬区　上田嘉通　様

【社会福祉のため】
▼金50、000円＝社団法人熊谷法人会寄居支部　支部長　荻野幸一　様
▼金63、241円＝宗教法人蓮光寺　様
▼金100、000円＝匿名
▼金10、000円＝趣味の愛石同人会　代表　工藤信夫　様
▼点字図書、CD図書、大活字図書＝東京電力株式会社埼玉支店　熊谷支社長　小沼俊彦　様

【地域文化活動の向上のため】
▼水彩画40号＝大字富田　清澤正孝　様

【生徒・児童の交通安全・防犯のため】
▼学童用横断旗177本・保護者用横断旗59本＝ふかや農業協同組合　代表理事組合長　根岸芳弘　様
財団法人埼玉県農協福祉事業団　理事長　江原正視　様
▼安全プレート100枚＝寄居ロータリークラブ　会長　鈴木光則　様

別表　平成23年第1回定例会での平成22年度補正予算額

単位：千円

区　分	補正前の額	補正額	総　額
一般会計	10,634,537	△ 28,750	10,605,787
国民健康保険特別会計	3,828,770	190,374	4,019,144
老人保健特別会計	6,438	0	6,438
下水道事業特別会計	651,395	△ 5,070	646,325
農業集落排水事業特別会計	333,614	37,279	370,893

年金あれこれ

国民年金保険料が変わりました

平成23年4月から、国民年金保険料は月額15、020円になりました。

ご利用ください！国民年金保険料が後払いできる「学生納付特例制度」

学生の皆さんも20歳になったら、必ず国民年金に加入し保険料を納めることが法律で義務付けられています。しかし、学生本人の収入が一定額以下のときは、申請により保険料を後払いできる「学生納付特例制度」があります。対象となる期間は、平成23年4月から平成24年3月まで、または20歳到達時から平成24年3月です。

対象は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する学生です。また夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれます。

申請は、保険年金課窓口で受け付けます。

手続きに必要なもの

①学生証または在学証明書（コピー可）
②年金手帳
③認印

申請して承認されると

「学生納付特例制度」の対象になった期間については年金額に反映されませんが、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されます。また、この制度の申請を行わず、保険料を未納のままにしておくと、事故や病気などにより障がいが残った場合、障害基礎年金を受け取ることができなくなりますので、未納にはご注意ください。

学生納付特例制度が承認された期間の保険料は、10年以内であれば、申し出をすることで追納することができます。

審査結果について

学生納付特例制度の審査結果は、日本年金機構埼玉事務センターから郵送でお知らせします。

問い合わせ／埼玉国民年金電話相談センター（☎525・1844）、熊谷年金事務所（☎522・5158）、または保険年金課（☎581・2121内線108、109）へ。

費用の一部を補助します！特産品・ブランド開発に係る町民自主研修費補助制度

町では、町の特産品・ブランド開発の指導的または実践的な役割を果たす人材を育成するため、4月1日から「寄居町特産品・ブランド開発に係る町民自主研修費補助金交付要綱」を施行し、該当する研修事業に対し、その費用の一部を補助します。補助制度の概要については、次のとおりです。

◎補助対象事業
・特産品等開発における生産及び技術習得研修で、往復に要する日数を含め10日以上1年以内の研修。
・その他町長が、町の特産品等開発上、特に必要と認めた研修。

◎補助対象者は、次の要件を満たしている団体または個人です。
（産業振興関連団体がその構成員を派遣する場合）
・町内に事務所を有する団体。
・国、公共団体または政治団体、宗教団体若しくは営利活動を行うことを目的とした団体でないこと。
・法人格を有しない団体にあっては、次に掲げる要件を満たす団体。
(1)定款または規約等がある団体。
(2)年間計画及び収支予算が定められている団体。
(3)事業の実施についての決定手続きが明確になっている団体。
・団体からの研修参加者が町内に居住し、住民基本台帳に記録されている方、または外国人登録記録原票に登録されている方で20歳以上の方。
・団体からの研修参加者が、研修の成果を将来にわたって本町の特産品作りに活かせると認められる方。
（個人で研修する場合）
・町内に居住し、住民基本台帳に記録されている方、または外国人登録記録原票に登録されている方で20歳以上の方。
・研修の成果を将来にわたって本町の特産品作りに活かせると認められる方。

◎補助対象経費
・研修に要する旅費（鉄道賃、船賃、車賃、航空賃及び宿泊料）
・研修の受講に要する経費
・その他町長が必要と認める経費
※旅費の算出にあたっては、実費または寄居町職員等の旅費に関する条例における一般職に準じた額のいずれか低い額とします。

◎補助金の額
補助対象経費合計の1／2を限度とし、研修参加者1名につき50万円を上限（千円未満は切り捨て）とします。

◎補助の実施期間
平成23年度から平成25年度までの3年間実施します。

◎他の制度との関連
他の補助金の交付を受けている場合は、その額を補助対象経費から除いた額を基に算出します。

問い合わせ／農林課（☎581・2121内線401、402）へ。